

可燃性天然ガスが発生する温泉採取井戸埋戻しについて

温泉法では、温泉の採取の事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならないと定められており、その届け出を行う際、温泉の採取の許可を受けた者（可燃性天然ガスが発生する井戸で採取許可を受けた井戸から温泉を採取する者）は、温泉法施行規則第6条の11第1項第5号において、「温泉の湧出路の埋戻しの状況」を報告することが明記されている。

上記の記載があるものの、温泉井戸の埋戻し方法については、環境省による通知やガイドラインがあるわけではない。これまでいくつかの都道府県は、温泉の湧出路の埋戻しの方法に関する要綱等を定め、それらに基づき、指導を行ってきた経緯がある。ところが、これまで各都道府県が要綱等で規定している埋戻しの多くは、集中管理導入等といった資源保護を目的としたものである。したがって、可燃性天然ガスへの安全対策を主眼においた方法を定める必要がある。

（温泉の採取の事業の廃止の届出）

第六条の十一 法第十四条の八第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
 - 二 法第十四条の二第一項の許可又は法第十四条の五第一項の確認を受けた日
 - 三 温泉の採取の場所
 - 四 温泉の採取の事業の廃止の日
 - 五 法第十四条の二第一項の許可を受けた者にあつては、温泉の湧出路の埋戻しの状況
- 2 前項の届出書には、法第十四条の二第一項の許可を受けた者にあつては、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 温泉の湧出路の埋戻しの状況を表示した図面
 - 二 温泉の湧出路の埋戻しの状況を現した写真

温泉の採取から廃止までのながれ

